

指定障害福祉サービス事業者等指定（更新）可否決定通知書

船橋市障指令第8号

平成25年4月22日

特定非営利活動法人しーど

理事長 金子 和則 様

船橋市長 藤代 孝七



平成25年4月12日付けで申請のあった、指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 指定（更新）します。

事業所の所在地 船橋市田喜野井3丁目5番1号

事業所の名称 ろーずまりー

事業所番号 1212801425

指定日 平成25年 5月 1日

指定期限 平成31年 4月30日

サービスの種類 指定継続支援B型事業

2 指定（更新）しません。

理由

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。